

市第204号議案関連説明資料 横浜市火災予防条例の一部改正について

1 消防法に定める「防火管理者の資格を取得する甲種防火管理講習」等の受講手数料の納付方法を、「講習日当日の現金払い」から「事前の振込み」に変更します。

1-① 改正理由

現在、受講手数料は、講習日当日に講習会場で現金で徴収していますが、受講者から寄せられたご意見などを踏まえ、受付の簡素化、現金收受による事故防止のため、「事前の振込み」に変更しようとするものです。

1-② 改正概要

改正事項1 受講手数料の納付時期を「その受講の際（＝当日の現金払い）」から「前納（＝事前の振込み）」に改めます。

改正事項2 既納の手数料は返還しないことを定めていますが、前納とすることに伴い、返還に係る例外規定として「やむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。」とする条文を加えます。

2 家庭用こんろの周囲に設ける安全距離を定めている条例の別表に、省令改正に準じて新たな調理機器を追加します。

2-① 改正理由

(1) 条例では省令に準じ、家庭用こんろなどの「火を使用する設備及びその使用に際し火災の発生のおそれのある設備」については、機器種別ごとに設けるべき安全距離を別表で定めています。

(2) 今般、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（以下「省令」という。）が改正され、こんろなどの周囲に設けるべき安全な距離について定めた別表に、次の二つが加えられました。

① 「グリドル付きこんろ」

② 最大入力値5.8kwの電磁誘導加熱式調理機器（IH調理機器）（従前は4.8kwまで）

(3) 今回の二つの機器は、当初、想定していなかった新たな製品として開発され、市場に数多く流通しているものであり、省令に準じて条例を改正する必要があります。

2-② 改正概要

改正事項1 条例別表の機器種別に「グリドル付きこんろ」を追加します。

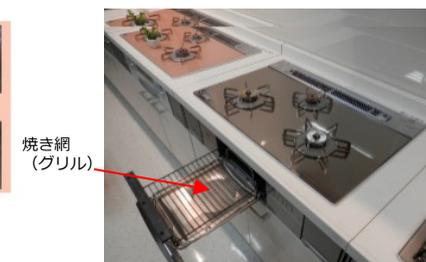
家庭用のガスこんろとして一般的なグリドル付きこんろは、中央部にいわゆる「魚焼き器」が設けられ、焼き網によって直火で調理しますが、近年は、直火で加熱した鉄板(プレート)で調理し、焼く・煮る・蒸す等ができる**グリドル付きこんろ**が開発されました。

この「グリドル付きこんろ」の位置、構造及び管理の基準が、これまでのグリドル付きこんろと同じ基準で省令に追加されましたので、本市においても同様に追加するものです。

ガスグリドル付きこんろ



ガスグリドル付きこんろ



改正事項2 条例別表の機器種別に「最大入力値5.8kwの電磁誘導加熱式調理機器（IH調理機器）」を追加します。

これまでのIH調理機器は、最大入力値（いわゆる消費電力）4.8kw以下の機器が主流でしたが、近年は出力の高い製品のニーズが高まり、製品のラインナップの8割以上が、最大入力値5.8kwのIH調理機器となっています。

最大入力値5.8kw（こんろ部分がすべてIHの機器に限る。）の調理機器の位置、構造及び管理の基準が、これまでの4.8kwの機器と同じ基準で省令に追加されましたので、本市においても同様に追加するものです。

※ なお、今回の改正にあわせ、条例別表の全体構成の整理を行います。